

設問1

第1 (1)

1. EとAに対する請求の当否。

(1) EはAに対し、甲売買契約に基づく所有権移転登記手続請求をすることができる(民法(以下、略) 555条)。

よって認められるためには、Eは平成24年2月10日に甲売買契約の締結を主張する。すると、売主には目的物移転義務(財産権移転義務)が生じ、買主には代金支払義務が生じる。甲のうちは不動産の所有権変動における対抗要件は登記である。よって、売主Aには所有権移転義務が生じる。

(2) また、事件では事実4の契約締結時にEは代金と準備して20万円を~~20万円~~^{T=め}準備出来次第所有権移転登記手続をすることができる(555条)。

よって、Eは、代金の準備ができたことを主張することができる。

(3) さらに、Aは手続を拒絶している。このため、~~売買契約~~契約締結時の甲売買契約の同時履行の抗弁権(533条)は考えられる。

しかし、Eは事実5の甲土地売買代金全額を信託した(494(項1号))。これにより、~~EはAに~~AとEに対する代金支払請求権は消滅する。

よって、Aの拒否は認められる。

(4) 以上より、EとAに対する所有権移転登記手続は認められる。

2. EとBに対する請求の当否

(1) EはBに対し、所有権に基づく妨害排除請求権(20

所有權和收益記平帳請我主張好。

二、前記認めらるるために、Eは、平成24年2月10日に乙代理人Aと甲売買契約を締結する。甲土地について、乙知義の登記が存在するとして主張する。

(2) ニホシニ好シ書、^書件^件売買契約は、無権代理人Aに對しては以下に於ては
Tニハ無効であり、本人Cに對しては帰屬してはと反論あり(113条)。

二階書はCの相続人であり、Cの権利義務を無阻に承継
可(920条)、Eは46攻撃・防御し得。以下同様。

(3) ~~②~~ 如前論に於て既に、本件売買契約当時 Cは未成年者であり、
 ため、親権者でありAが Cの~~身~~包括的財産管理権を有
 している(824条)。よって、本件売買契約も財産管理権、範囲内
 と評価されるべきである。

①. 親権権の財産管理権は無制限であり、利益相反行為(826条)は認められない。具体的には、子へ権利・利益を無視し、むしろ親権者へ利益追求目的で行われる場合がある。

甲Aは ~~C所有甲土地を~~ 自己の遊樂費を原因とする借金
 に因り (2) の如く (2) の如く。 乙の返済に、 C所有甲土地を自己に管理
 する事を奇貨に (2)。 Cの新借金を得るに売却してはならない。
 乙は、 甲の土地に居住して事情は見てはいるが、 新権者
 の 見地管理権を行使しては 乙の権利満期後迄に於てはと解する。

(4) とはいえ、AとCの代理権人として事件売買契約を申し立てたのは事実であり、Aが甲土地の（仮）組立課の要を完済しているという客観的事実も存在していることから、善意の買主が存在

1 以下、Eは94年2項を類推適用し、~~非~~権利外観法理(二)に保
2 護される反論あり。

3 (カ) 同条2項を類推適用するには、虚偽外観作中に本人の帰属性
4 が要求されることは、それは見当に付かない。また、作成して同視さ
5 せるに至る重大過失も見当に付かない。

6 よって、当該反論は認められぬ。

7 (キ) 以上より、EのDに対する請求は認められぬ。

8 答二 (二)

9 1. DはFに対して、Z所有権に基き内収去乙明渡請求を主張
10 する。

11 二が認められる場合には、DはZの所有及びZ上にFが数人の丙が
12 存在することを主張する。具体的には平成24年3月1日時点のC
13 にZの所有、同日C死す及びDがCの相続人であることを主張する。

14 2. したがってFは、対抗要件具備により所有権喪失の抗弁を
15 主張する。具体的には、平成24年3月30日、Z土地にFが数人所有
16 権移転登記を承服してこれを主張する。

17 3. したがって、C死すにより自動的にDが乙所有者となる。この相
18 続関係が乙の所有権移転登記承服を(2)から、FがZの
19 所有権を取得するに至る。

20 また、FはZの存在を新聞折り込みチラシで知り、面識
21 の無いEからZを購入したと主張する。ゆえに、~~非~~背信的悪
22 意者にあたり、~~E~~ Dの登記不承を正当化するために主張
23 (2)から(1)を主張する。

4, 以上より、Hの請求は認められぬ。

設問2

第1 (1)

1. MはEに対し、金銭消費貸借契約に基づき貸金返還請求権を主張する。

同年Mは、弁済期の合意、返還約束 - 金銭を貸渡した、及び弁済期到来を主張する。

2. Tは、MはEに対し2月21日貸金債権は、HがEに対し2月21日債権を譲渡したと主張する。その上記に加え、譲渡の債権譲渡が有効であることを主張する。

2 (1) 具体的には、平成26年4月1日に HE間で弁済期を翌年3月31日とし、契約が締結された。同日 HはEに500万円の貸渡し、Eはこれを借受けた。

(2) その後、HはMに同債権を譲渡している(平成26年8月1日)。

譲渡の債権譲渡が有効であることは、債権者に2年弁済の危険を回避し、債権者が下管に弁済を受けようとする旨、~~債権者~~ 債権者に通知を要しと見解を述べたことである。具体的には、下管の日付の通知書に「予備債権の通知又は承諾あり(467条2項)」。

二点、本件債権者Eは、平成26年8月6日に Hから債権譲渡に関し知らされ、~~それ~~ 承諾の書面に署名押印を

(2) 内容証明郵便でHに送付した。同書面は同月7日に

Hに届くまで2日後、同月10日に HからMに交付された。

二、MはEに對する要件を具備してゐる。

それ、并論及び平成27年3月31日以前に於ける。

(3) 以上を以てMは請求原因事實として主張する。

3. ~~すなはち~~ 以上より、Mの請求は認めらる。

第2 (2)

1. MがEに對して三法定債権として、500万円とそれに対する利息の遅延損害金及びこれを請求する為には、平成26年8月1日の消費貸借契約に關する利息債権や 遅延損害金債権も500万円の元金と同様にMに譲渡されてゐることを要する。

また ~~この~~ 利息債権や 遅延損害金債権について、債権譲渡時に未だ額が確定してゐない将来債権も譲渡している。

2. この点、466条の6第1項、債権の譲渡は、その登記簿記載の現に発生していることを要しない。それ、債権が譲渡された場合であつても、~~発生した~~ 将来発生する債権も譲渡人は当然に取得する。

よつて、将来債権譲渡は可能である。

すなはち、譲渡人Hは、~~既に~~ 譲渡契約時に、既発生
の利息債権を含むMに譲渡してゐる、譲渡契約
の登記簿記載の現に発生していることである (466条第1項)。

3. 以上よりMは、~~平成26年8月1日~~ 平成26年8月1日の債権
譲渡契約時に既に発生している利息債権及び
遅延損害金債権を取得してゐることを主張する。

1 100万円を元金に年利5%の複利で返済する旨の借付契約を締結し、
2 100万円を元金に年利5%の複利で返済する旨の借付契約を締結し、
3 100万円を元金に年利5%の複利で返済する旨の借付契約を締結し、
4 100万円を元金に年利5%の複利で返済する旨の借付契約を締結し、

第3 (3)

1. Lは、借付契約に基づき保証債務履行の結果、主債務者Eに
6 債権を取得したと主張し、主債務者Eに対し、本債権を理由
7 として504万円の支払を請求する(459条)。

2. 一方に於て、EはKがLに貸金の交付を受けたため、
9 借付契約発生と共に主債務が発生していった。Lは

10 Lが履行した保証債務により主債務が消滅したと主張する。
11 Lは本債権を有すると反論する。

3. 一方、LのKに対する履行が有効である。

一方、Lが履行するに至った理由は、Kが貸金を交付し
12 ていたにもかかわらず、契約書が偽造と偽装され、Lは
13 履行を請求したものである。

Lは事実上Kが貸金を交付したことを知らず、
14 おろそかにして履行を請求したため、Kが正当な
15 債権者と見做されることは容易に考えられる。

一方、Lは保証債務履行には「受領権者としての外觀
16 を有する者」(478条)にあたる。したがって、Lは
17 Kの貸金交付について善悪無害であったため、当該履行
18 は有効とされる。

したがって、Lは保証債務の履行は有効である。Lは

主債部 E=2712 利権確立行使 1736

以上